

## 今月のトピックス

令和5年4月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ  
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ  
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088  
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811  
QRコードで弊社HPへアクセスできます。  
【 今月の担当：阿部 】



### 《 令和5年4月～雇用保険料率引き上げ決定について 》

令和5年2月号のトピックスでは見通しのご案内でしたが、雇用保険料率の引き上げが決定されました。令和5年4月分から令和6年3月分までの雇用保険料率は以下のとおりです。

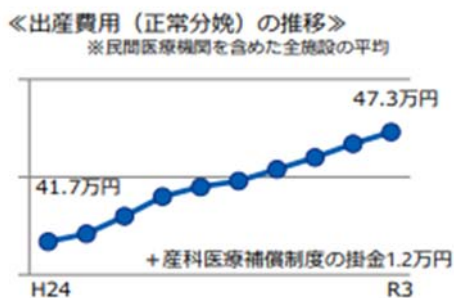
事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに 6/1,000 に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 7/1,000 に変更になります。）。
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き 3.5/1,000 です（建設の事業は 4.5/1,000 です。）。

### 《 令和5年4月～出産育児一時金の引き上げについて 》

3月号の会報にも掲載の通り、全国一律で出産育児一時金が **42万円から50万円へ大幅に増額**されます。下記左表にもありますように出産費用が年々上昇する中、平均的な標準費用を全て賄えるようにするための増額となります。なお、引き上げ後の額を受け取れるのは令和5年4月1日に出産した人からです。またこの増額により下記右表の通り、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入し、今後、子育てを社会全体で支え合うこととなります。



※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。